別表六の二（二の二）　記載要領

1　この表は、連結法人が東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（次号において「特別措置法」という。）第33条第１項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えられた法第81条の15の２（連結事業年度における分配時調整外国税相当額の控除）（租税特別措置法第９条の６第４項（特定目的会社の利益の配当に係る源泉徴収等の特例）、第９条の６の２第４項（投資法人の配当等に係る源泉徴収等の特例）、第９条の６の３第４項（特定目的信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）若しくは第９条の６の４第４項（特定投資信託の剰余金の配当に係る源泉徴収等の特例）又は第９条の３の２第７項（上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配　⑴」から「その他　⑷」までの「①に係る分配時調整外国税相当額　②」の各欄並びに「分配時調整外国税相当額　⑽」、「各連結法人の分配時調整外国税相当額の合計額　⑯」及び「控除を受ける分配時調整外国税相当額　㉓」の各欄は、分配時調整外国税相当額（特別措置法第33条第１項の規定により読み替えられた法第81条の15の２第１項（租税特別措置法第９条の６第４項、第９条の６の２第４項、第９条の６の３第４項若しくは第９条の６の４第４項又は第９条の３の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する分配時調整外国税相当額をいう。第４号において同じ。）を記載すること。

3　租税特別措置法第68条の67第１項（連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例）に規定する使途秘匿金の支出がある場合には、「法人税の額（別表一の二「10」）　⑹」の欄には、別表一の二「10」の外書の金額を加えた金額を記載すること。

4　「その他に係る控除を受ける分配時調整外国税相当額の明細」の「参考」の欄には、分配時調整外国税相当額を証明する書類の有無その他控除を受ける金額の計算に関し参考となる事項を記載すること。

別表六の二㈡から別表六の二㈣までを次のように改める。

第明治三十二十五種郵便物認可　年三月三十一日